

関 係 各 位

「軽井沢」名称の適切な使用についてお願い
～軽井沢のブランド価値を維持していくために～

商標法では、地名だけからなる商標については商標登録が認められていません。そのため、地名として「軽井沢」を冠する企業や施設、商（製）品などが特段の制約もなく、自由に設立、製造・販売等されています。

長野県北佐久郡軽井沢町（以下「軽井沢町」という。）に所在し、事業活動を行う企業等が地名としての「軽井沢」を企業名や商品名として使用することに特段の問題はありませんが、軽井沢町外、とりわけ長野県内及び軽井沢町に隣接する市町村に所在する企業等が、地名としての「軽井沢」を使用することで、軽井沢町に所在しているまたは、軽井沢町で製造していると消費者等に対して誤解を生じる可能性が否定できません。このことから、軽井沢町に事業所等が存在しない（事業活動の実態がない場合を含む）企業（以下「町外事業者」という。）等が、企業名や商品名に地名としての「軽井沢」を使用する際には、企業倫理や商業的道德観に照らし必然性等について留意いただくとともに、これまで保健休養地として培われてきた軽井沢町のブランド価値を損なうことのないよう、最大限の配慮をお願いします。

なお、軽井沢町外に存在する地名としての「軽井沢」の使用については、この限りではありません。

記

町外事業者の皆様へ

・企業名及び商品名に「軽井沢」を使用する場合は、軽井沢町に事業所等が存在しないこと及び事業活動の実態がないことを消費者等に対して一般的に認知可能な手段を通じて広く周知していただくようお願いします。

町内事業者の皆様へ

・軽井沢町のブランド価値が維持されるよう各事業活動において、来訪者や消費者等の求めに応じたサービスの提供や品質の向上に努めていただくようお願いします。

令和3年3月29日

軽井沢町
軽井沢町商工会
(一社)軽井沢観光協会
軽井沢旅館組合